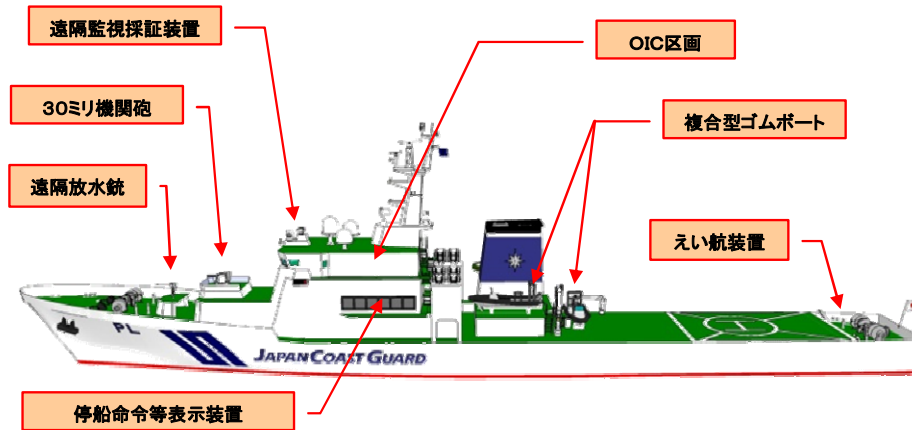


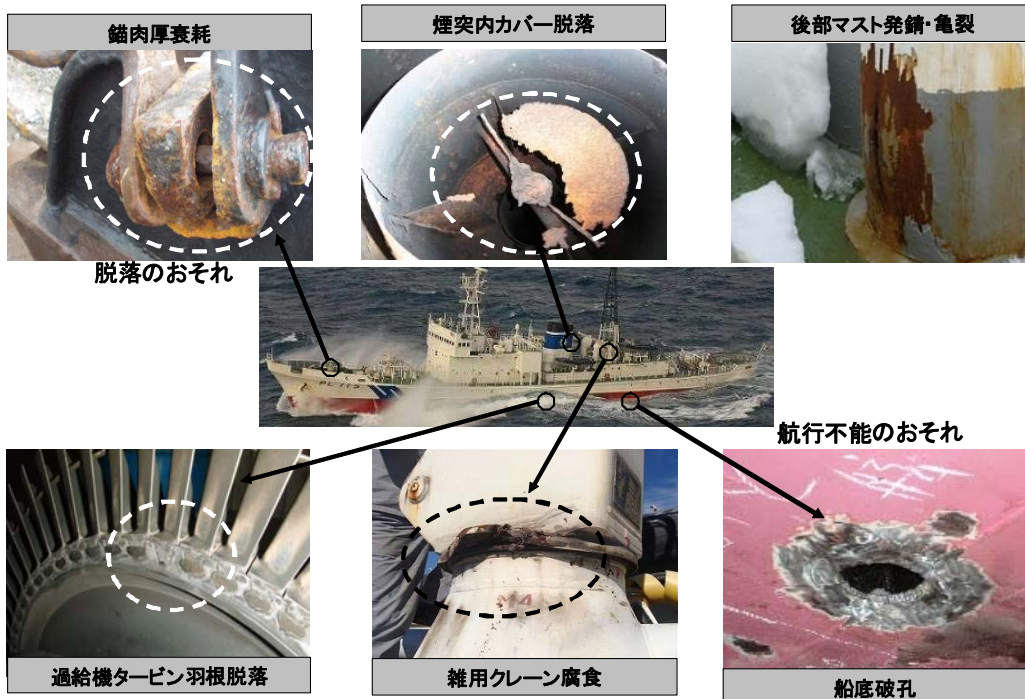
巡視船艇整備事業 評価書

平成25年度		新規事業採択時評価			
事業名（箇所名）	大型巡視船（PL型）6隻建造	担当課	船舶課	事業主体	国土交通省 海上保安庁
		担当課長名	山崎 壽久		
事業内容	大型巡視船（PL型）6隻の建造及び就役				
配備管区及び主な活動海域	調整中				
整備期間	開始	平成25年度	完了	平成28年度	
総事業費（億円）	約364億円				
運用開始年度	平成28年度				
耐用年数	25年				
本事業に関連する事業	老朽巡視船の解役				
政策（施策）目標	政策目標：安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
事業の効果分析					
（1）必要性・緊急性	①PL型巡視船整備の必要性 （1）海難救助や海上犯罪の取締りといった普遍的な海上保安業務は、全ての巡視船艇に共通する基本的業務であるが、大型巡視船（PL型）（以下「PL型巡視船」という。）は、耐航性、動揺安定性、長期行動能力を持つことから、海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の海上保安業務全般を担う主力船型であり、これら能力を有するPL型巡視船の整備を進めていく必要がある。 （2）平成24年9月11日、海上保安庁による尖閣三島の取得・保有以降の、我が国の領海警備に関する情勢変化に鑑み、領海警備、海洋権益の保全等に的確に対応するため速力、長期行動能力、監視探証能力、制圧能力等の能力を有した巡視船を整備する必要がある。 （3）国土強靱化、防災・減災への取組みとして、緊急時対応のための巡視船の整備を着実に推進する必要がある。 ②PL型巡視船整備の緊急性 （1）中国公船の増強計画により、中国公船が増加する可能性があり、尖閣海域での徘徊隻数も増加し、更に情勢が緊迫化する恐れがある。このため、状況に応じては巡視船を応援派遣する必要があることから、的確に対応できる能力を有した巡視船を直ちに整備することが急務である。 （2）現有のPL型巡視船6隻はいずれも、新規建造船が就役を迎える平成28年度末までに、船齢が25～35年以上を迎える老朽船となる。なお、現時においても既に船底破口や主機関の故障等が頻発しており、業務ニーズに的確に対応できないのみならず、乗組員の安全が脅かされる危機的な状況となっている。 （3）また、老朽巡視船を継続使用した場合、基幹装備品の故障や荒天下航行中の船体損傷等重大事故の懸念が増大し、迅速な現場進出能力や追跡・捕捉能力等本来の巡視船の任務を全うすることができない。さらに、不具合発生に伴う長期間の臨時修理により業務対応はおろか、現有の海上保安体制を維持することすら困難になる。				
（2）事業の効果	本事業でPL型巡視船を整備することにより、期待される業務上の効果は以下のとおり。 ① 耐航性・動揺安定性、長期行動能力、速力性能等の船体性能を得ることが出来る。 船体の大型化、高い速力確保のための船型・主機関出力 ② 昼夜を問わない広域的な監視探証能力を得ることが出来る。 遠隔監視探証装置 ③ 厳正かつ的確な法執行活動が可能となる制圧能力を得ることが出来る。 30ミリ機関砲、遠隔放水銃、複合型ゴムボート ④ 付近通航船舶に対し、昼夜を問わず視覚的に意思伝達ができる能力を得ることが出来る。 停船命令等表示装置 ⑤ 情報処理能力を得ることが出来る。 OIC区画 ⑥ 大型船が曳航可能な能力等を得ることが出来る。 えい航装置等				
（3）主たる効果の抽出	整備しようとするPL型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、曳航能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制等の強化を図ることができる。				
事業の総合評価 （第三者（外部有識者）委員会の意見等）	船舶建造等整備事業評価委員会（第三者委員会）の事業採択についての判断 事業内容及び評価結果が適当であると判断された。				

【大型巡視船(PL型)】



【大型巡視船（PL型）の老朽化状況】



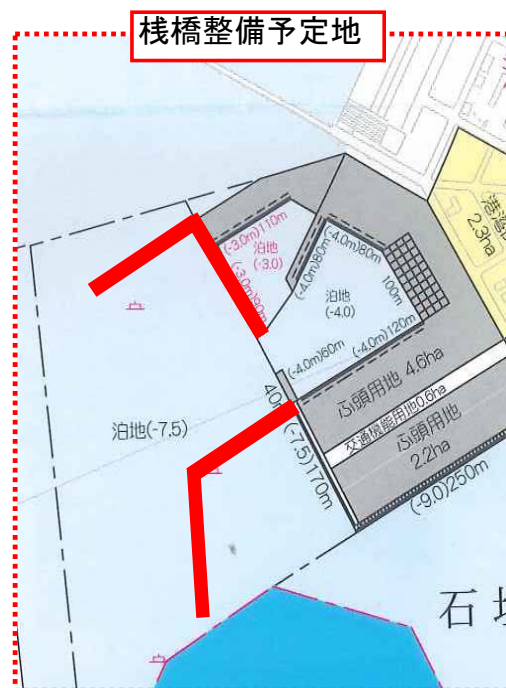
海上保安官署施設整備事業 評価書

平成25年度		新規事業採択時評価				
事業名（箇所名）	石垣海上保安部の施設整備 （専用棧橋の整備）	担当課	施設補給課	事業 主体	国土交通省 海上保安庁	
		担当課長名	奥原 徳男			
実施箇所	沖縄県石垣市（石垣港）					
事業諸元	構造 鋼杭式、上部コンクリート 規模 ①10m×174m ②10m×149m ③10m×182m ④10m×165m					
事業期間	平成25年度～平成27年度					
総事業費（億円）	約37. 6億円					
政策（施策）目標	政策目標：安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：船舶交通の安全と海上の治安を確保する					
計画概要	石垣海上保安部は日本最南端に位置し、尖閣諸島に最も近い位置にある保安部であることから、領海警備業務など重要な責務を担っている。平成24年9月の尖閣三島の取得・保有以降、周辺海域では中国公船の徘徊が常態化しており、これに的確に対応するため、平成27年度末までに大型巡視船14隻相当の尖閣専従体制を確立させることとなった。このため石垣海上保安部を基地とする巡視船を係留するための「専用棧橋」を整備する必要がある。					
事業計画の必要性	評点		必要性の主な根拠			
	100点		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難である。			
事業計画の合理性	評点		合理性の主な根拠			
	100点		他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される。			
	代替案との経済比較					
	C'－C	－	基準年度：平成25年度		敷地形状等から代替可能な案はない	
			C'：代替案の総費用(LCC)（億円）			－
			C：事業案の総費用(LCC)（億円）			－
事業計画の効果	業務を行うための基本機能（B1）					
	評点		効果の主な根拠			
	110点		新たな用地取得が不要である。道路鉄道等アクセスが確保されている。都市計画・土地利用計画と整合している。建物の規模性能が適切である。			
	施策に基づく付加的機能（B2）					
	評価		効果の主な根拠			
	地域性	C	地域性、環境保全性は一般的な取り組みが計画されている。法令規定に基づく建築デザインの棧橋。			
	環境保全性	C				
	機能性 （ユニバーサルデザイン）	C				
	機能性 （防災性）	C				
その他 （第三者委員会の意見やその反映内容）	船舶建造等整備事業評価委員会（第三者委員会）の事業採択についての判断 事業内容及び評価結果が適当であると判断された。					
（備考）事業採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上 ・事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標 ・事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標 ・事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標						

施設名:石垣海上保安部の施設整備
(専用栈橋)

事業場所:沖縄県石垣市

案内図



事業計画の評価内訳

事業計画の必要性		
計画理由	評点	評価の根拠
●建替等の場合		
①老朽	点	
②狭あい	点	
③借用返還	点	
④分散	点	
⑤都市計画の関係	点	
⑥立地条件の不良	点	
⑦施設の不備	点	
⑧衛生条件の不良	点	
⑨法令等	点	
A ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨ 計	点	
●新規施設の場合		
①法令等	点	
②新たな行政需要	点	
③機構新設	100点	
A' ①+②+③ 計	100点	
加算点	点	
評点(AまたはA'+加算点)	100点	

事業計画の合理性		
評価項目	金額	評価の根拠
経済的合理性	100点	

事業計画の効果(B1)			
分類	項目	係数	評価の根拠
位置	①用地取得の見込	1.00	敷地借用予定
	②災害防止・環境保全	1.00	
	③アクセスの確保	1.10	
	④都市計画・土地利用計画等との整合性	1.00	
	⑤敷地形状	1.00	
A ①×②×③×④×⑤ 計		1.10	
規模	①建築物の規模	1.00	
	②敷地の規模	1.00	
B ①×② 計		1.00	
構成	①単独庁舎、合同庁舎としての整備条件	1.00	
	②機能性等	1.00	
C ①×② 計		1.00	
評点(A×B×C×100)		110点	

事業計画の効果(B2)		
計画理由	評価	評価の根拠
地域性	C	
環境保全性	C	
ユニバーサルデザイン	C	
耐用性・保全性	C	

事業計画の必要性に関する評価指標

1. 計画理由が2以上の時は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とする。
 2. 合同庁舎計画、特々計画に基づくものには、1. で算出した事業計画の必要性の評点にそれぞれ10点を加算したものを事業計画の必要性の評点とする。

●建替等の場合

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40	備 考
	木造		保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	
老朽	非木造		現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
狭あい	庁舎面積		面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合			借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合				緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難				2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地		周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域性上の不適				都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適				位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良				法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40	備 考
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備		当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備		整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

(注)

1. 同一理由で2つ以上評点のある場合は、高い方の点を採用する。
 2. 各欄記載の事項は、一般的基準を示したものであり、当てはまりにくい場合は、基準と照合して適宜判断する。
 3. 保安度、防火度及び現存率は、官庁建物実態調査の結果による。
 4. 面積率は一般事務庁舎については別表により算出する。ただし、固有業務室がある場合には分母にその面積を加算する。

事業計画の合理性に関する評価指標

別紙2

事業計画の合理性は、下記の表により評点する。

評点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。 ・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

1. 各項目毎の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を事業の効果の評点とする。

分類	項目	係数	1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み 現地建替		国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好		自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上支障がある		自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み		整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献		都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている		建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構成	単独庁舎、合同庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			合同庁舎計画との調整が必要	合同庁舎計画としての整備が必要
		合同庁舎の場合		合同庁舎としての整備条件が整っている				合同庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている		標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

事業計画の効果(B2)に関する評価指標
下記の各分類ごとに評価を行う。

別紙3-2

分類	評価項目		
		評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	A	高度なバリアフリー化が計画されている
		A'	「望ましい」規定に基づく計画である
		B	法令規定に基づく他、一部「望ましい」規定も付加した計画である
		C	法令規定に基づく計画である
	防災性	A	総合耐震計画基準に加え、充実した取り組みを実施している
		B	総合耐震計画基準に加え、防災に配慮した取り組みがある
		C	総合耐震計画基準に基づいた取り組みが行われている

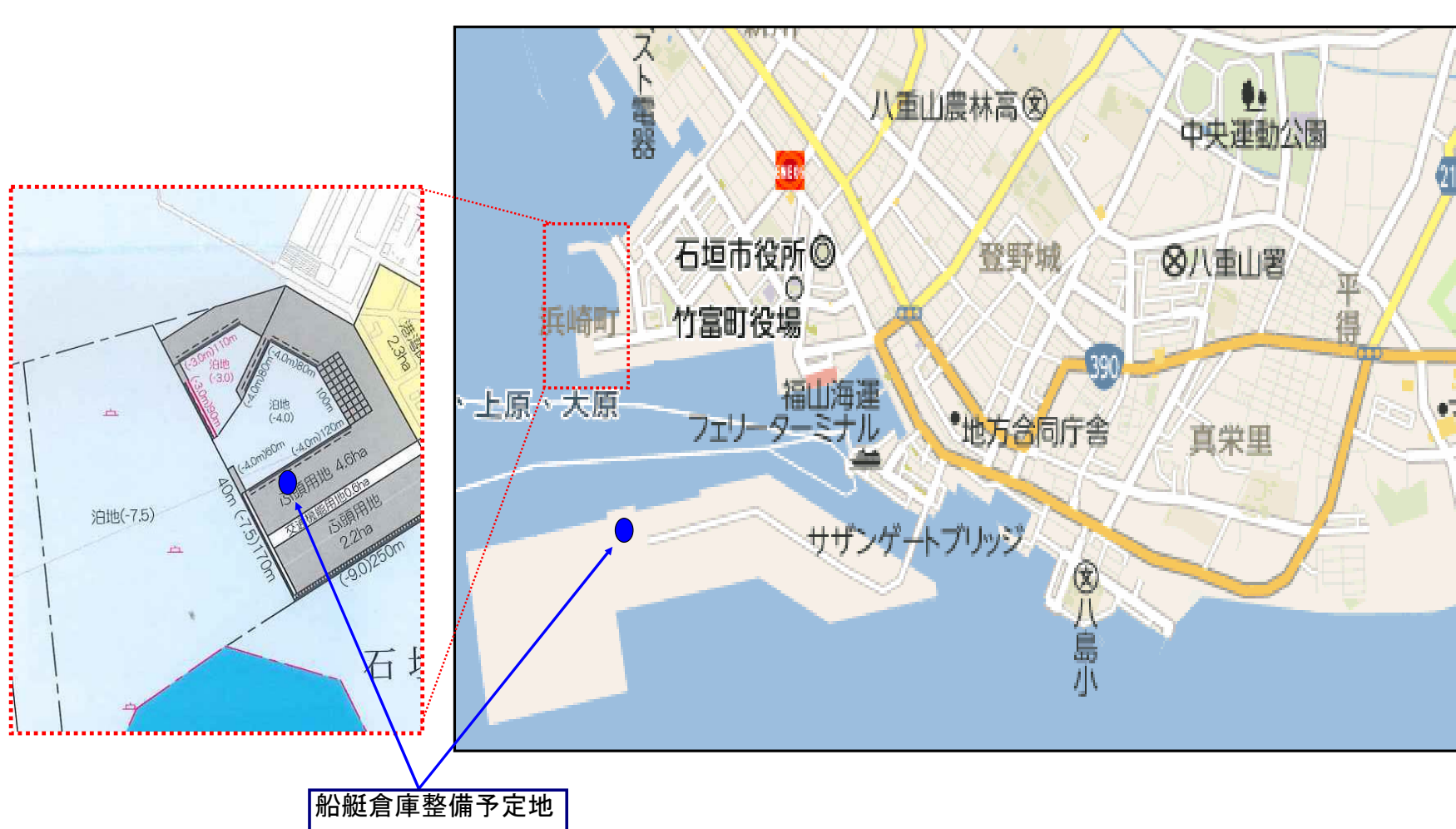
海上保安官署施設整備事業 評価書

平成25年度		新規事業採択時評価			
事業名（箇所名）	石垣海上保安部の施設整備 （船艇用品庫の整備）	担当課 担当課長名	施設補給課 奥原 徳男	事業 主体	国土交通省 海上保安庁
実施箇所	沖縄県石垣市（石垣港）				
事業諸元	構造 ①S-2、②S-3 規模 ①約1000㎡×1棟、②約1300㎡×1棟				
事業期間	平成25年度～平成28年度				
総事業費（億円）	約7億円				
政策（施策）目標	政策目標：安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
計画概要	石垣海上保安部は日本最南端に位置し、尖閣諸島に最も近い位置にある保安部であることから、領海警備業務など重要な責務を担っている。平成24年9月の尖閣三島の取得・保有化以降、周辺海域では中国公船の徘徊が常態化しており、これに的確に対応するため、平成27年度末までに大型巡視船14隻相当の尖閣専従体制を確立させることとなった。このため石垣海上保安部を基地とする巡視船の業務用品等を保管するための「船艇用品庫」を整備する必要がある。				
事業計画の必要性	評点		必要性の主な根拠		
	100点		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難である。		
事業計画の合理性	評点		合理性の主な根拠		
	100点		他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される。		
	代替案との経済比較				
	C' - C	—	基準年度：平成25年度		敷地形状等から代替可能な案はない
			C'：代替案の総費用（LCC）（億円）	—	
		C：事業案の総費用（LCC）（億円）	—		
事業計画の効果	業務を行うための基本機能（B1）				
	評点		効果の主な根拠		
	110点		新たな用地取得が不要である。道路鉄道等アクセスが確保されている。都市計画・土地利用計画と整合している。建物の規模性能が適切である。		
	施策に基づく付加的機能（B2）				
	評価		効果の主な根拠		
	地域性	C	地域性、環境保全性は一般的な取り組みが計画されている。法令規定に基づく建築デザインの耐震Ⅱ類の倉庫。		
	環境保全性	C			
	機能性 （ユニバーサルデザイン）	C			
	機能性 （防災性）	C			
その他 （第三者委員会の意見やその反映内容）	船舶建造等整備事業評価委員会（第三者委員会）の事業採択についての判断 事業内容及び評価結果が適当であると判断された。				
（備考）事業採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上 ・事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標 ・事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標 ・事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標					

施設名:石垣海上保安部の施設整備
(船艇倉庫)

事業場所: 沖縄県石垣市

案内図



事業計画の評価内訳

事業計画の必要性		
計画理由	評点	評価の根拠
●建替等の場合		
①老朽	点	
②狭あい	点	
③借用返還	点	
④分散	点	
⑤都市計画の関係	点	
⑥立地条件の不良	点	
⑦施設の不備	点	
⑧衛生条件の不良	点	
⑨法令等	点	
A ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨ 計	点	
●新規施設の場合		
①法令等	点	
②新たな行政需要	点	
③機構新設	100点	
A' ①+②+③ 計	100点	
加算点	点	
評点(AまたはA'+加算点)	100点	

事業計画の合理性		
評価項目	金額	評価の根拠
経済的合理性	100点	

事業計画の効果(B1)			
分類	項目	係数	評価の根拠
位置	①用地取得の見込	1.00	敷地内増築
	②災害防止・環境保全	1.00	
	③アクセスの確保	1.10	道路整備済み
	④都市計画・土地利用計画等との整合性	1.00	
	⑤敷地形状	1.00	
A ①×②×③×④×⑤ 計		1.10	
規模	①建築物の規模	1.00	
	②敷地の規模	1.00	
B ①×② 計		1.00	
構成	①単独庁舎、合同庁舎としての整備条件	1.00	
	②機能性等	1.00	耐震Ⅱ類
C ①×② 計		1.00	
評点(A×B×C×100)		110点	

事業計画の効果(B2)		
計画理由	評価	評価の根拠
地域性	C	
環境保全性	C	
ユニバーサルデザイン	C	
耐用性・保全性	C	

事業計画の必要性に関する評価指標

1. 計画理由が2以上の時は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とする。
2. 合同庁舎計画、特々計画に基づくものには、1. で算出した事業計画の必要性の評点にそれぞれ10点を加算したものを事業計画の必要性の評点とする。

●建替等の場合

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40	備 考
	木造		保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	
老朽	非木造		現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
狭あい	庁舎面積		面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合			借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合				緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難				2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地		周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域性上の不適				都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適				位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良				法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点	100	90	80	70	60	50	40	備 考
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備		当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備		整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

(注)

1. 同一理由で2つ以上評点のある場合は、高い方の点を採用する。
2. 各欄記載の事項は、一般的基準を示したものであり、当てはまりにくい場合は、基準と照合して適宜判断する。
3. 保安度、防火度及び現存率は、官庁建物実態調査の結果による。
4. 面積率は一般事務庁舎については別表により算出する。ただし、固有業務室がある場合には分母にその面積を加算する。

事業計画の合理性に関する評価指標

別紙2

事業計画の合理性は、下記の表により評点する。

評点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。 ・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

1. 各項目毎の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を事業の効果の評点とする。

分類	項目	係数	1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み 現地建替		国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好		自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上支障がある		自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み		整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献		都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている		建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構成	単独庁舎、合同庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			合同庁舎計画との調整が必要	合同庁舎計画としての整備が必要
		合同庁舎の場合		合同庁舎としての整備条件が整っている				合同庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている		標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

事業計画の効果(B2)に関する評価指標
下記の各分類ごとに評価を行う。

別紙3-2

分類	評価項目		
		評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	A	高度なバリアフリー化が計画されている
		A'	「望ましい」規定に基づく計画である
		B	法令規定に基づく他、一部「望ましい」規定も付加した計画である
		C	法令規定に基づく計画である
	防災性	A	総合耐震計画基準に加え、充実した取り組みを実施している
		B	総合耐震計画基準に加え、防災に配慮した取り組みがある
		C	総合耐震計画基準に基づいた取り組みが行われている

海上保安官署施設整備事業 評価書

平成25年度		新規事業採択時評価				
事業名（箇所名）	石垣海上保安部の施設整備 （宿舍の整備）	担当課	施設補給課	事業 主体	国土交通省 海上保安庁	
		担当課長名	奥原 徳男			
実施箇所	沖縄県石垣市					
事業諸元	構造 RC-5 規模 詳細未定					
事業期間	平成25年度～平成29年度					
総事業費（億円）	約50億円					
政策（施策）目標	政策目標：安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：船舶交通の安全と海上の治安を確保する					
計画概要	石垣海上保安部は日本最南端に位置し、尖閣諸島に最も近い位置にある保安部であることから、領海警備業務など重要な責務を担っている。平成24年9月の尖閣三島の取得・保有以降、周辺海域では中国公船の徘徊が常態化しており、これに的確に対応するため、平成27年度末までに大型巡視船14隻相当の尖閣専従体制を確立させることとなった。このため石垣海上保安部を基地とする巡視船の乗組員のための「宿舍」を整備する必要がある。					
事業計画の必要性	評点		必要性の主な根拠			
	100点		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難である。			
事業計画の合理性	評点		合理性の主な根拠			
	100点		他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される。			
	代替案との経済比較					
	C'－C	－	基準年度：平成25年度		敷地形状等から代替可能な案はない	
			C'：代替案の総費用（LCC）（億円）			－
			C：事業案の総費用（LCC）（億円）			－
事業計画の効果	業務を行うための基本機能（B1）					
	評点		効果の主な根拠			
	121点		新たな用地取得が不要である。道路鉄道等アクセスが確保されている。都市計画・土地利用計画と整合している。建物の規模性能が適切である。			
	施策に基づく付加的機能（B2）					
	評価		効果の主な根拠			
	地域性	C	地域性、環境保全性は一般的な取り組みが計画されている。法令規定に基づく建築デザインの耐震基準を満たす宿舍。			
	環境保全性	C				
	機能性 （ユニバーサルデザイン）	C				
	機能性 （防災性）	C				
その他 （第三者委員会の意見やその反映内容）	船舶建造等整備事業評価委員会（第三者委員会）の事業採択についての判断 事業内容及び評価結果が適当であると判断された。					
（備考）事業採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上 ・事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標 ・事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標 ・事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標						

施設名:石垣海上保安部の施設整備
(宿舎)

事業場所:沖縄県石垣市

案内図



事業計画の評価内訳

事業計画の必要性		
計画理由	評点	評価の根拠
●建替等の場合		
①老朽	点	
②狭あい	点	
③借用返還	点	
④分散	点	
⑤都市計画の関係	点	
⑥立地条件の不良	点	
⑦施設の不備	100点	
⑧衛生条件の不良	点	
⑨法令等	点	
A ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨ 計	100点	
●新規施設の場合		
①法令等	点	
②新たな行政需要	点	
③機構新設	点	
A' ①+②+③ 計	100点	
加算点	点	
評点(AまたはA'+加算点)	100点	

事業計画の合理性		
評価項目	金額	評価の根拠
経済的合理性	100点	

事業計画の効果(B1)			
分類	項目	係数	評価の根拠
位置	①用地取得の見込	1.10	敷地内増築
	②災害防止・環境保全	1.00	
	③アクセスの確保	1.10	道路整備済み
	④都市計画・土地利用計画等との整合性	1.00	
	⑤敷地形状	1.00	
A ①×②×③×④×⑤ 計		1.21	
規模	①建築物の規模	1.00	
	②敷地の規模	1.00	
B ①×② 計		1.00	
構成	①単独庁舎、合同庁舎としての整備条件	1.00	
	②機能性等	1.00	耐震Ⅱ類
C ①×② 計		1.00	
評点(A×B×C×100)		121点	

事業計画の効果(B2)		
計画理由	評価	評価の根拠
地域性	C	
環境保全性	C	
ユニバーサルデザイン	C	
耐用性・保全性	C	

事業計画の必要性に関する評価指標

1. 計画理由が2以上の時は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評価点に従要素それぞれについての評価点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評価点とする。
2. 合同庁舎計画、特々計画に基づくものには、1. で算出した事業計画の必要性の評価点にそれぞれ10点を加算したものを事業計画の必要性の評価点とする。

●建替等の場合

計画理由	内容	評価点	100	90	80	70	60	50	40	備 考
	木造		保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	
老朽	非木造		現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
狭あい	庁舎面積		面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新築の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合			借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合				緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難				2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地		周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域性上の不適				都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適				位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備		施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新築の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良				法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新築の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評価点	100	90	80	70	60	50	40	備 考
法令等	法令等に基づく整備		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備		当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備		整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

(注)

1. 同一理由で2つ以上評価点のある場合は、高い方の点を採用する。
2. 各欄記載の事項は、一般的基準を示したものであり、当てはまりにくい場合は、基準と照合して適宜判断する。
3. 保安度、防火度及び現存率は、官庁建物実態調査の結果による。
4. 面積率は一般事務庁舎については別表により算出する。ただし、固有業務室がある場合には分母にその面積を加算する。

事業計画の合理性に関する評価指標

別紙2

事業計画の合理性は、下記の表により評点する。

評点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。 ・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

1. 各項目毎の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を事業の効果の評点とする。

分類	項目	係数	1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込		取得済み 現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上支障がある		自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	事務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構成	単独庁舎、合同庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			合同庁舎計画との調整が必要	合同庁舎計画としての整備が必要
		合同庁舎の場合		合同庁舎としての整備条件が整っている				合同庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

事業計画の効果(B2)に関する評価指標
下記の各分類ごとに評価を行う。

別紙3-2

分類	評価項目		
		評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	A	高度なバリアフリー化が計画されている
		A'	「望ましい」規定に基づく計画である
		B	法令規定に基づく他、一部「望ましい」規定も付加した計画である
		C	法令規定に基づく計画である
	防災性	A	総合耐震計画基準に加え、充実した取り組みを実施している
		B	総合耐震計画基準に加え、防災に配慮した取り組みがある
		C	総合耐震計画基準に基づいた取り組みが行われている

海上保安官署施設整備事業 評価書

平成25年度		新規事業採択時評価			
事業名（箇所名）	海上保安学校の施設整備 （仮設寮及び仮設厚生棟の整備）	担当課 担当課長名	施設補給課 奥原 徳男	事業 主体	国土交通省 海上保安庁
実施箇所	京都府舞鶴市				
事業諸元	構造 RC-2（軽量鉄骨） 規模 約3,130㎡				
事業期間	平成26年度				
総事業費（億円）	約7.9億円				
政策（施策）目標	政策目標：安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
計画概要	海上保安学校は、海上保安官の育成を目的に設置された海上保安庁の教育機関である。平成24年9月の尖閣三島の取得・保有以降、周辺海域では中国公船の徘徊が常態化しており、これに的確に対応するため、平成27年度末までに大型巡視船14隻相当の尖閣専従体制等を確立させることとしており、これに必要な学生を確保・養成することが必須であることから、必要な寝室及び食堂等を確保するため、「仮設寮」及び「仮設厚生棟」を整備する必要がある。				
事業計画の必要性	評点	必要性の主な根拠			
	100点	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難である。			
事業計画の合理性	評点	合理性の主な根拠			
	100点	他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される。			
	代替案との経済比較				
	C'-C	—	基準年度：平成25年度		敷地形状等から代替可能な案はない
		C'：代替案の総費用（LCC）（億円）	—		
			C：事業案の総費用（LCC）（億円）	—	
事業計画の効果	業務を行うための基本機能（B1）				
	評点	効果の主な根拠			
	121点	新たな用地取得が不要である。道路鉄道等アクセスが確保されている。都市計画・土地利用計画と整合している。建物の規模性能が適切である。			
	施策に基づく付加的機能（B2）				
	評価		効果の主な根拠		
	地域性	C	地域性、環境保全性は一般的な取り組みが計画されている。法令規定に基づく建築デザインの仮設庁舎。		
	環境保全性	C			
機能性 （ユニバーサルデザイン）	C				
機能性 （防災性）	C				
その他 （第三者委員会の意見やその反映内容）	船舶建造等整備事業評価委員会（第三者委員会）の事業採択についての判断 事業内容及び評価結果が適当であると判断された。				
（備考）事業採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上 ・事業計画の必要性—既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標 ・事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標 ・事業計画の効果—通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標					

施設名:海上保安学校の施設整備
(仮設寮及び仮設厚生棟)

事業場所:京都府舞鶴市

案内図



事業計画の評価内訳

事業計画の必要性		
計画理由	評点	評価の根拠
●建替等の場合		
①老朽	点	
②狭あい	点	
③借用返還	点	
④分散	点	
⑤都市計画の関係	点	
⑥立地条件の不良	点	
⑦施設の不備	点	
⑧衛生条件の不良	点	
⑨法令等	点	
A ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨ 計	点	
●新規施設の場合		
①法令等	点	
②新たな行政需要	点	
③機構新設	100点	
A' ①+②+③ 計	100点	
加算点	点	
評点(AまたはA'+加算点)	100点	

事業計画の合理性		
評価項目	金額	評価の根拠
経済的合理性	100点	

事業計画の効果(B1)			
分類	項目	係数	評価の根拠
位置	①用地取得の見込	1.10	敷地内新設
	②災害防止・環境保全	1.00	
	③アクセスの確保	1.10	
	④都市計画・土地利用計画等との整合性	1.00	
	⑤敷地形状	1.00	
A ①×②×③×④×⑤ 計		1.21	
規模	①建築物の規模	1.00	
	②敷地の規模	1.00	
B ①×② 計		1.00	
構成	①単独庁舎、合同庁舎としての整備条件	1.00	耐震Ⅱ類
	②機能性等	1.00	
C ①×② 計		1.00	
評点(A×B×C×100)		121点	

事業計画の効果(B2)		
計画理由	評価	評価の根拠
地域性	C	
環境保全性	C	
ユニバーサルデザイン	C	
耐用性・保全性	B	

事業計画の必要性に関する評価指標

1. 計画理由が2以上の時は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評価点に従要素それぞれについての評価点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評価点とする。
 2. 合同庁舎計画、特々計画に基づくものには、1. で算出した事業計画の必要性の評価点にそれぞれ10点を加算したものを事業計画の必要性の評価点とする。

●建替等の場合

計画理由	内容	評価点	100	90	80	70	60	50	40	備 考
	木造		保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	
老朽	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左					災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下		敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合			借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合				緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの			同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)				区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの		敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの		新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの								国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評価点	100	90	80	70	60	50	40	備 考
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの								
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する			当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの			整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

(注)

1. 同一理由で2つ以上評価点のある場合は、高い方の点を採用する。
 2. 各欄記載の事項は、一般的基準を示したものであり、当てはまりにくい場合は、基準と照合して適宜判断する。
 3. 保安度、防火度及び現存率は、官庁建物実態調査の結果による。
 4. 面積率は一般事務庁舎については別表により算出する。ただし、固有業務室がある場合には分母にその面積を加算する。

事業計画の合理性に関する評価指標

別紙2

事業計画の合理性は、下記の表により評点する。

評点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。 ・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

1. 各項目毎の係数をすべて掛け合わせ、100倍した数値を事業の効果の評点とする。

分類	項目	係数	1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込		取得済み 現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上支障がある		自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	事務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構成	単独庁舎、合同庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			合同庁舎計画との調整が必要	合同庁舎計画としての整備が必要
		合同庁舎の場合		合同庁舎としての整備条件が整っている				合同庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

事業計画の効果(B2)に関する評価指標
下記の各分類ごとに評価を行う。

別紙3-2

分類	評価項目		
		評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建築物内)	A	高度なバリアフリー化が計画されている
		A'	「望ましい」規定に基づく計画である
		B	法令規定に基づく他、一部「望ましい」規定も付加した計画である
		C	法令規定に基づく計画である
	防災性	A	総合耐震計画基準に加え、充実した取り組みを実施している
		B	総合耐震計画基準に加え、防災に配慮した取り組みがある
		C	総合耐震計画基準に基づいた取り組みが行われている